

秩父市農業委員会 平成30年 第6回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年6月22日(金) 午後2時00分から
同 日 午後3時35分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1名)

委 員	8番	豊 田 恵 男
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第31号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

	て	(1件)
議案第32号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第33号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)
議案第34号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(13件)
議案第35号上程	農用地利用配分計画の意見について	(3件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1名)

第2区域	笠原 広久
------	-------

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主 幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長 (糸会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長 (糸会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた

しましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（会長） 本日、8番豊田 恵男委員が欠席の通告がありました。よって、委員定数13名中12名の委員が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

11番 豊田 辰夫 委員 及び 13番 彦久保 利平 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

斎藤事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。このたびは、「農地改良等に係る届け出について」4件と「農地法第18条の規定による合意解約について」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

まず、番号1について説明いたします。

本件の地権者・事業者、土地の所在は報告書記載のとおりです。当該地は市営大畑北団地の西側です。計画では事業者所有の土地を資材置場として整地するため切土で発生する土を隣接する地権者の田へ道路面に合わせるよう50cm盛土し、梅の栽培をするため農地改良を行うものです。

次に、番号2について説明いたします。

本件の地権者・事業者、土地の所在は報告書記載のとおりです。当該地はユニオンエースゴルフクラブの東側です。届出事由といたしましては、当該改良予定地は1筆全体で端から端までの高低差が1メートルある傾斜地となっております、

しかも低地部は雨水が堆積している状態であるため、平均50cm程度の高さで良質土を盛土し、平坦にしたうえで、栗、梅を作付けしたいとするものです。

報告書の裏面をご覧ください。次に、番号3について説明いたします。

本件の地権者・事業者、土地の所在は報告書記載のとおりです。当該地は秩父病院の東側です。届出事由は隣接道路より50cm程低い位置にあり農業用機械の出入りを容易にするため嵩上げし野菜の栽培をするため農地改良を行うものです。

次に、番号4について説明いたします。

本件の地権者・事業者、土地の所在は報告書記載のとおりです。当該地はほのぼのマイタウンの北側です。届出事由は隣接する畑より80cm程低い位置にあり水はけの悪い状況で困っていたところ、知人から良質の残土が出るという話があり、50cm程嵩上げし、梅、プラムの栽培をするため農地改良を行うものです。

なお、いずれの案件も工事計画書、作付け計画書のほか、農地改良した後も農地として使用する旨の誓約書が提出されております。

事務局としましては、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、許可を要しない事案に該当しましたので、届け出として受理し、会長専決により処理いたしました。

次に、2の「農地法第18条6項の規定による通知の受理について」について説明いたします。

本件は、平成29年3月総会において、「農用地利用集積計画について」審議していただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。このたび、平成30年6月11日に、合意により解約する旨、当事者から会長宛通知を受領いたしました。

その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日、30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。

したがいまして、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものとして成立していると判断し、会長専決により処理いたしましたので、ここに報告いたします。

議長（条会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（糸会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 それでは、平成30年第6回総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第31号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが 1件、

議案第32号上程 農地法第3条の規定による許可申請についてが 1件、

議案第33号上程 農地法第4条の規定による許可申請についてが 1件、

議案第34号上程 農地法第5条の規定による許可申請についてが 13件、

議案第35号上程 農用地利用配分計画の意見についてが、3件、

以上でございます。 よろしくお願ひします。

議長（糸会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願ひします。

日程第7 議 案 審 議

議案第31号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて（1件）

議長（糸会長） 次に、議案第31号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案書の1ページをご覧ください。

議案第31号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明をいたします。農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要がありますが、その一つに「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」という下限面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市

農業委員会としまして、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員の総意により、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することと決定されました。

このたび、本議案を上程いたしますのは、議案書2ページの 2 農地法施行規則第17条第2項による区域を設定するものでございます。

土地の所在につきましては議案書及び案内図の1ページをご覧ください。

申請地は品沢 字 宮前 田 1筆 525㎡。

大田小中学校の南東約760m付近にあります。

農地所有者は、秩父市外にあるサービス付き高齢者向け住宅に居住しており、現に耕作ができず、将来的に遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市ホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、保全管理状態となっております。

説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

6番（石橋委員） 議案第31号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。現地を確認した時に所有者に会いました。後継者もなく本人も施設に入居し呆けないうちに準備したいということでした。致しかたないのかなと感じました。よろしくご審議お願いします。

4区（大島推進委員） 議案第31号に係る案件について意見を申し上げます。事務局と6番委員の説明のとおりです。本日午前中に現地を確認し本人にも会えました。後継者もなく一軒家に一人で住んでいるということでした。止むを得ないのかなと思いました。皆さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

2番（横田委員） 農地の近くに家があるのですか。家も一緒に処分したいとい

うことですか。

4区（大島推進委員） 案内図ですぐ上の部分に家があると思いますが、そちらになります。家も一緒に処分したいとっています。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案31号について採決をいたします。賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員賛成であります。よって、本案は可決することに決しました。

議案第32号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

斎藤事務局長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

本件は、平成30年第5回定例総会においてご審議いただいた「議案第23号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された、田村地内の3筆について譲り受けた旨、申し出度があり譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

なお、譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。譲受人は新規就農者で農地は所有しておらないものの農作業歴は12年ほどあるということです。作付け計画ではジャガイモ、大根、ニンニクをそれぞれ200㎡、柿を201㎡計画しており、譲受人夫妻と申請地の近くに住む次男夫婦で耕作したいということです。営農意欲はあるように感じられました。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は田村圓福寺の北東約350メートル、国道299号から約150メートル入ったところです。一部作付けされており、他は保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番（豊田委員） 議案第32号について意見を申し上げます。概要につきま

しては、先程、事務局が説明をしたとおりです。新規就農ということですが、営農により採算がとれるということはありませんが、法的にも問題はないので、皆さんの慎重審議をよろしくお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

5区（高岸推進委員） この案件は、先月の下限面積の見直しで出てものだと思いますが、以前は3年3作とかという縛りがあったと思うんですが、今回は何かあるのでしょうか。

岩田主事 通常の3条申請と同じです。

5区（高岸推進委員） 3年3作の縛りがないとすぐに転用されてしまうという心配はないのか。

斎藤事務局長 1月の全員協議会で決定された事項には、縛りはありません。作付け計画書は添付されており信用するしかないのかなと思いますが、個人的には心配な部分もあります。

9番（加藤委員） 以前は3年3作という慣例があったように記憶しているのですが、文書で残っていると、今もそれは生きているのでしょうか。すぐに5条申請が出てくると認めざる得ないのか。

斎藤事務局長 3年3作の規定が載っている要綱があるとか特に文書として残っておりません。もし、すぐに5条申請が出てきた場合は何か考えなくてはと思っています。

2番（横田委員） 譲受人は12年の農作業歴があるということですが、通常新規就農者とかは農業大学校を卒業してきた人や、どこかの農園で研修を受けた人のなのではないか。

斎藤事務局長 このケースの場合は、1アールの適用ということですので、営農により生計を立てるようなケースとは違い、家庭菜園の延長みたいなものと考えている。1月に決定された下限面積の特例はそのように理解している。

議長（糸会長） 暫時休憩いたします。
(休憩)

議長（糸会長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。
(「質疑なし」と言う人あり)

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。こ

れより、議案第32号について採決をいたします。議案第32号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第33号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

帆刈主幹 番号1の案件について説明をいたします。

申請者、申請地については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字田尻(たじり)・畑・1筆・502平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。

申請地は、国道140号美の山入口交差点の南東約620メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は、住宅用地の拡張です。

申請者の父親は以前、本申請地の隣接宅地にある住宅に居住しておりましたが、昭和57年頃に本申請地に住宅を増築し、またその後、車庫、倉庫を建て、住宅用地として使用してきました。

昨年、相続により申請者が譲り受けた時に、農地転用許可を取得していないことがわかり、また、今後も同様に使用していきたいことから、始末書添付のうえ申請されました。

申請地には住宅と、車庫、倉庫が建てられており、宅地として使用されておりました。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番(横田委員) 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。致しかたないものであると考えます。皆さんの判断をお願いします。

議長(衆会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺い

ます。

(間がある)

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案第33号について採決をいたします。議案第33号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第34号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)

議長(衆会長) 次に、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中村町三丁目 田 1筆 898㎡で、平成28年に相続により取得されています。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は秩父公園橋の南、約580m付近にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は工場用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地に隣接する土地にて旋盤業を営んでおりますが、受注量が増大する状況にあるため、当申請地を買い受け、ここに工場を建築して事業の拡大を図りたいとして申請されました。

計画では申請地上に工場2棟を建築する予定であり、今回の申請地と、既存の工場敷地とを併せた合計面積は1714.68㎡となります。

資金調達計画も整っております。

隣接に農地もなく、現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

高野参与 番号2の案件について説明をいたします。

案内図の、5ページをご覧ください。

申請地は、秩父病院の東、200m付近に位置しており、譲渡人が平成28年に相

続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、アパートにて生活をしており、申請地に住宅を建築し、安定した生活を送りたいとのことで申請されました。

設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

す。また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。

次に、番号3ですが、案内図の、6ページをご覧ください。

申請地は、金仙寺の東、50m付近に位置しており、譲渡人が昭和38年に贈与により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、植林用地です。

申請事由ですが、譲渡人が高齢のため耕作を継続できないことから、家族とも相談した結果、譲受人に寄付をしたいとのことで申請されました。

なお、申請地は、本年3月に農地転用の許可を受けず、広葉樹木の植栽を行ってしまったとのことで、始末書も添付されております。

現地を確認しましたところ、広葉樹木104本が植栽されておりました。

帆刈主幹 番号4の案件について説明をいたします

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宮崎西側・畑・1筆・149平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道大野原駅の北約250メートル付近にあり、立地の基準としましては、鉄道駅から300メートル以内の地域に存在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人家族は現在、市内太田にて生活しておりますが、その住宅が手狭となり、また老朽化したため、住宅を新築したいとして土地を探していたとのことです。

このたび鉄道駅に近い本申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。

申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬(つくせ)・畑・1筆・258平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。申請地は、県立秩父農工科学高等学校の北北西約600メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人夫妻は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、なにかと手狭となり、住宅を新築したいとして土地を探していたとのことです。

このたび本申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬(つくせ)・畑・1筆・330平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。申請地は、県立秩父農工科学高等学校の北約580メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人家族は現在、市内の実家にて両親と生活しておりますが、子供も増えてなにかと手狭となり、住宅を新築したいとして土地を探していたとのことです。

このたび本申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字深田(ふかた)・畑・2筆・計111平方メートルで、平成14年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。申請地は、高篠小前交差点の南南東約70メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は現在、高篠中学校の東側を南北に走る県道熊谷小川秩父線沿いに居住しておりますが、この県道の拡幅計画にともない、譲受人所有の宅地が収用され、また譲受人所有で譲受人の母親が経営する店舗の移転が必要になったとのこと。そこで、自宅の裏側に位置する本申請地を譲り受け、ここに店舗と車庫を新築したいとして、このたびの申請に至りました。

申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われま

す。つづいて番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字田尻(たじり)・畑・1筆・119平方メートルで、昭和61年に相続により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。申請地は、国道140号美の山入口交差点の南東約820メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は、本申請地に隣接する譲渡人所有の宅地に住宅を建て居住してきましたが、昭和53年頃より転用許可の無いまま、本申請地を駐車スペース等住宅敷地として使用してきたとのこと。

このたび、本申請地と隣接宅地を譲り受け、今後も同様に住宅敷地として使用していきたいことから、譲受人、譲渡人、両名からの始末書を添付のうえ申請されました。

申請地には砂利敷き等がされ、住宅敷地の一部として使用されておりました。

つづいて番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

譲受人は市内栃谷に本店を置き、昭和50年より清掃業を主な目的として設立された法人です。

申請地は、栃谷字田尻(たじり)・畑・2筆・計387平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図は3ページにお戻りください。申請地は、国道140号美の山入口交差点の南東約620メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は本申請地の隣接宅地に本店を置き業務をおこなっておりますが、平成21年頃より転用許可の無いまま、本申請地の一部を従業員通勤用駐車場として、また他の一部を倉庫の建築敷地として使用してきたことです。今後も同様に事業用地として使用していきたいことから、譲受人、譲渡人、両名からの始末書を添付のうえ申請されました。

申請地には倉庫と、駐車場の敷地として使用されておりました。

つづいて番号10について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字清水(しみず)・畑・1筆・141平方メートルで、平成10年に相続により取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。申請地は、高篠小学校の北東約790メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人夫妻は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、なにかと手狭となり、住宅を新築したいとして土地を探していたことです。このたび本申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。

申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

つづいて番号11について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。

譲受人は市内山田に本店を置き、平成28年より土木工事業を主な目的として設立された法人です。

申請地は、定峰字板東(ばんどう)・畑・1筆・261平方メートルで、昭和25年に相続により取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、高篠小学校の東約1.5キロメートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投

資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は土木工事業を中心に業務をおこなっておりますが、現在使用している資材置場が手狭となったため、新しく資材置場を探していたとのことです。このたび、県道沿いにあり傾斜も無く、資材置場に適した本申請地を借り受けることになったため、今回の申請に至りました。

計画では、土砂、石材などの建設資材のほか、建設機械置場としても使用する予定とのことです。

申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われま。

斎藤事務局長 次に、番号12の案件について説明をいたします。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容は議案書記載のとおりです。

譲受人は、平成22年に設立した法人で、太陽光発電システムの販売及び工事業務を目的の一つとしております。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、寺尾字植田、畑1筆、667平方メートルで、平成3年に相続により取得した土地です。国道299号秩父橋の北側 約350メートル先にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の建設です。

譲渡人は、遠隔地に居住しており農地を引き継ぐ者が無く、借り手も見つからないまま長期にわたり休耕地となっていました。

譲受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に合っていると、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。

事業計画では、太陽光パネル200枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。

なお、経済産業省から発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。

また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を建設することで周辺農地へ問題が発生することはないものと思われま。

申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました

加藤主幹 番号13について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野字丸山（マルヤマ）畑2筆 1, 228平方メートルで、平成25年に相続で取得した土地です。

案内図14のページをご覧ください。申請地は道の駅あらかわから300メートル、北西側付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人は現在高齢で農業後継者の確立も困難な状況となっております。

申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして、借受人に賃借権を設定し、申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた農用地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われま。

現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては事務局が説明したとおりです。現地は草刈りもしてあり保全管理されておりました。大型機械が入る道が無く、工場2棟建設されれば雇用も生まれますので、耕作もされず放置しておくより、よろしいのではないのでしょうか。

次に番号2の案件について意見を申し上げます。こちらも事務局が説明した

とおりです。心情的には耕作していたでければいいなと思いますが、近隣も住宅が多くなってきており開発が進んでいる地域です。申請事由から見ても致し方ないと感じてきました。皆様のご判断をよろしくお願いします。

11番（豊田委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。境内地内にある畑のようでした。隣接も境内地であり、申請事由からも止むを得ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

3番（高橋委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。譲受人が住宅を建てたいということですが、この辺は宅地化が進んでいる地区であり致し方ないと感じました。

次に番号5ですが、事務局が説明をしたとおりです。譲受人は現在アパートに居住していますが、手狭になったため住宅を建てたいという事でございます。

次に番号6ですが、事務局が説明をしたとおりです。譲受人は現在親と同居していますが、子供もでき手狭になったため住宅を建てたいという事でございます。現地は保全管理されておりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

7番（新田委員） まず、番号7の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。公共事業で道路拡幅に係る案件ですので、よろしいのではないのでしょうか。

次に番号11の案件について意見を申し上げます。譲受人の事業所には建設資材が多くおいてありますが、手狭になったということで申請地を資材置場で借りたいということでございます。現地は保全管理されておりました。ご審議の程よろしくお願いします。

2番（横田委員） 番号8の案件について意見を申し上げます。先程、事務局が説明をしたとおりです。既に住宅の一部として利用されております。

次に番号9ですが、譲受人はかなり以前から現地で事業を行っております。

次に番号10ですが、行き止まりの土地ですが住民が増えることも重要であります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

13番（彦久保委員） 番号12の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作するのは大変であります。止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

4番（高野委員） 番号12の案件について意見を申し上げます。現地を確認し

たところ、国道140号の近くですが、国道より3～4m高くなっております。陽当りは良好な場所ですが、後継者もない状況ということです。慎重審議をよろしく願います。

議長（糸会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

1番（新井委員） 番号3の案件ですが、植林をすることに許可は必要ないのですか。

斎藤事務局長 もちろん農転の許可は必要ですが、植林をすることについての許可は必要ございません。

1番（新井委員） 隣接の農地の同意も必要ないのか。

斎藤事務局長 このたびの案件は隣接地がすべて譲受人の土地なので、同意書は必要ありません。ただし、隣接農地所有者がいる場合は同意書を添付していただいております。

議長（糸会長） 他に質疑はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案第34号について採決をいたします。議案第34号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第35号上程 農用地利用配分計画の意見について （3件）

議長（糸会長） 次に、議案第35号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第35号 農用地利用配分計画について説明をいたします。本番号1、2については関連がありますので、私から一括して説明させていただきます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年6月11日付けで、

秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるかなどに対し、判断するものです。それでは、計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第5回総会、議案第26号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

貸付人は埼玉県農林公社、借受人となる担い手、土地の所在等は議案書のとおりです。

申請地は、議案番号1、2を併せまして、太田 字 奈良川、太田 字 錢本堂、蒔田 字 塩谷、畑 計 6筆 5297㎡ です。

それぞれの場所につきましては、案内図の15ページから17ページをご覧ください。

本件は、申請地計6筆について、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年9月1日より20年間、貸借料については1年、10アール当たり、5000円になります。

担い手は現在、鉄骨ハウス2棟 約1200㎡、パイプハウス6棟 472㎡等でキュウリ、ナス、トマトを栽培しており、農協等へ出荷しており、一部申請地については利用権を設定する以前からそのように利用しています。農地の配分が決定した後には、経営拡大として、新たにハウス1棟を建てる計画になっています。

なお、この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

新井主幹 番号3について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年6月11日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、番号1・2の中でも説明がありました通りですので省略い

たします。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成29年第2回総会、議案第12号におきまして農用地利用集積計画を決定していただき、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したもので、その後配分計画が定められた土地です。その際、賃借権の設定を受けた者が、本年、法人を設立したことから、諸報告でも説明がありました通り個人での賃借権の解約を行い、法人として改めて配分を受ける計画です。

貸付人は埼玉県農林公社、借受人となる担い手、貸付地等は議案書記載のとおりです。

案内図の18ページをご覧ください。申請地は、下吉田 字 釜ノ上 畑、2筆、1,166平方メートルです。

貸付期間は平成30年9月1日から平成39年2月28日までの8年6か月。賃借料については1年10アール当たり、1000円になります。

担い手は現在、隣接する農地でイチゴ栽培を行っており、農協等の直売所に出荷しております。本計画地においても、パイプハウス2棟でイチゴ苗の栽培を行っております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と配分を受ける法人との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番（富田委員） 議案第35号の番号1、2に係る利用配分についての考え申し上げます。計画内容は事務局が申しあげたとおりです。借受人はキュウリ、ナスの栽培に励んでおり、営農面積を拡大を図りたいということで。特に問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。

第4区（新井推進委員） 番号1について意見を申し上げます。借受人は現在キュウリ、ナスのハウス栽培に励んでおり、一生懸命やっております。特に問題ありません。よろしく申し上げます。

第2区（小林推進委員） 番号2について意見を申し上げます。先月利用集積でた案件ですが、現地を見たところハウスを建てるにはもう少し整備が必要かなと感じました。また、誓約書には周辺農地に悪影響を及ぼさない旨書かれておりますが、特に冬期の暖房器は騒音も出ますので、住宅も近くにありまして借受人にはぜひ守っていただきたいと思っております。ご審議の程よろしくお願

します。

4番（高野委員） 議案第35号の番号3に係る利用配分についての考え申し上げます。計画内容は事務局が申しあげたとおりです。借受人は新規就農者でこのたび法人化したということで、今まで借りていた農地借り換えるということなので特に問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

第5区（引間推進委員） 番号3について意見を申し上げます。現地を事務局と4番委員と確認しましたが、特に問題ありません。よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第35号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（糸会長） 暫時休憩いたします。

（休憩）

議長（糸会長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成30年第6回定例総会を閉会いたします。